

開庁日	3月18日 25日 4月1日		
	午前8時30分～午後5時15分		
開庁窓口	本庁舎	1階	市民年金課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課
		2階	市民税課 市民税課 市民税課 市民税課 市民税課 市民税課
	教育庁舎	2階	学校教育課

市では、市民サービスの向上のため、転入・転出が集中する時期に合わせて、本庁舎1階および2階の一部と、教育委員会学校教育課の窓口を日曜日に臨時開庁します。

なお、今回から福祉課窓口は、開庁しませんので、ご注意ください。

また、学校教育課の業務は、小・中学校の児童・生徒の転

入学の相談・受け付けとなります。相談などがある場合は、事前に学校教育課（57219578）へ電話連絡をしてください。

業務の内容により、他の機関との調整が必要な場合など、一部取り扱えない業務がありますので、ご了承ください。

問い合わせ 経営管理課（57416636）へ

日曜日に窓口を開きます

皆様のご意見を募集します

深谷市障害者プラン（案）についてのご意見

市では、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度中に「（仮称）深谷市障害者プラン」を策定することとしています。計画策定に当たり、市民の皆さんから広く意見を伺い、頂いた意見を参考に「（仮称）深谷市障害者プラン」を策定したいと考えております。

意見募集期間 2月下旬から3月上旬まで（予定）

意見募集対象 （仮称）深谷市障害者プラン（案）

市役所本庁舎1階市政情報コーナー、障害福祉課、各総合支所福祉健康課、各公民館または、市ホームページ（<http://www.city.fukaya.saitama.jp>）からご覧ください

応募資格 市内に在住・在勤・在学しているかた

意見の提出方法 所定の用紙に、住所、氏名、連絡先（電話番号など）を明記し、障害福祉課あて（各総合支所福祉健康課でも可）に郵送、ファックス、電子メールまたは直接提出してください

意見提出用の用紙は、市役所本庁舎1階市政情報コーナー、障害福祉課、各総合支所福祉健康課、各公民館に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードできます

提出された意見の取り扱い

住所、氏名の記載の無い場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります

提出された意見に対する個別回答は致しかねますのでご了承ください

意見を提出されたかたの個人情報は、この意見募集の目的以外に使用いたしません

問い合わせと提出先

障害福祉課（366 8501 深谷市仲町11-1・571 1011・[574 6667](mailto:574_6667@syougai@city.fukaya.saitama.jp)）

第8次深谷市交通安全計画（案）についてのご意見

市では、国の「第8次交通安全基本計画」および「第8次埼玉県交通安全計画」の規程に基づき、市民の皆さんを交通事故から守るため、「第8次深谷市交通安全計画」の策定を進めています。このたび、「第8次深谷市交通安全計画」の原案を作成しましたので、市民の皆さんから広く意見を伺い、頂いた意見を参考に「第8次深谷市交通安全計画」を策定したいと考えております。

意見募集期間 2月1日～3月2日 まで（必着）

意見募集対象 第8次深谷市交通安全計画（案）

市役所本庁舎1階市政情報コーナー、生活道路パトロール課、各総合支所総務課、または、市ホームページ（<http://www.city.fukaya.saitama.jp>）からご覧ください

応募資格 市内に在住・在勤・在学しているかた

意見の提出方法 所定の用紙に、住所、氏名、連絡先（電話番号など）を明記し、生活道路パトロール課あてに郵送、ファックス、電子メールまたは直接提出してください

意見提出用の用紙は、市役所本庁舎1階市政情報コーナー、生活道路パトロール課および各総合支所総務課に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードできます

提出された意見の取り扱い

住所、氏名の記載の無い場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります

提出された意見に対する個別回答は致しかねますのでご了承ください

意見を提出されたかたの個人情報は、この意見募集の目的以外に使用いたしません

問い合わせと提出先

生活道路パトロール課（366 8501 深谷市仲町11-1・深谷市役所北別館2階・574 8861・[571 1092](mailto:571_1092@seipato@city.fukaya.saitama.jp)）

学校給食費が変わります

学校給食費の改定
平成19年4月から

現在、市内小・中学校の学校給食費は、深谷・岡部・川本・花園地区で異なっており、市における一体性や負担の公平性を確保するため、4月から下表の通り改定します。

今回の改定では、特に深谷地区の負担が増えることになりません。深谷地区の改定は、平成20年以降、17年ぶりで、この間に物価や消費税の上昇、米・牛乳の国庫補助金の廃止などがあり、安定した学校給食の運営が大変厳しい状況にあることを踏まえての改定です。

保護者の皆さんから納めていただく学校給食費は、すべて食料費に使われています。安全でおいしく魅力ある学校給食が提供できるように、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ 教育総務課（57415811）へ

学校給食費の改定内容

区分	小学校			中学校		
	月額		増減額	月額		増減額
	改定前	改定後		改定前	改定後	
深谷地区	3,400円	3,800円	400円	4,200円	4,500円	300円
岡部地区	4,200円		400円	5,100円		600円
川本地区	3,800円		—	4,700円		200円
花園地区	3,700円		100円	4,600円		100円

年間の支払月数は11か月です

平成19年4月から

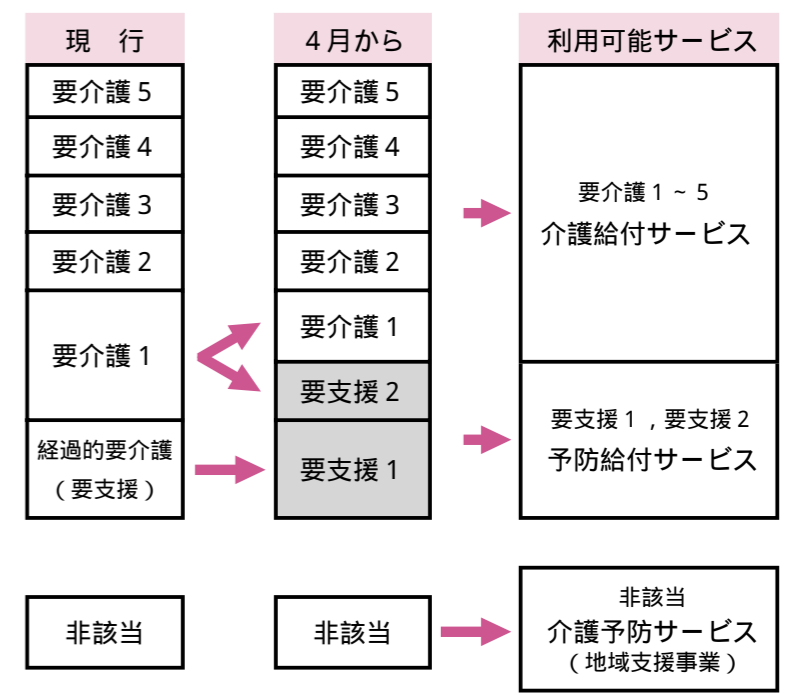
介護保険制度が変わります



要介護認定区分が変わります
 これまでの区分は、経過的要介護、要介護1～5の6区分でしたが、介護保険制度の改正により、要支援1と2、要介護1～5の7区分となります。

新しい要介護（要支援）認定の開始時期
 新規または変更申請をするかたは4月1日以降に申請されたかたから適用
 認定の更新をするかたは3月31日で満了となったかたから適用

予防給付サービスの開始
 「要支援1」、「要支援2」の認定を受けたかたは、身体などの状態の維持や改善を図るための予防給付サービスを利用できます。



現行の「要介護1」のかたは、要介護（要支援）認定結果に基づき、介護給付サービス、予防給付サービスのいずれかの利用となります

なお、現在「経過的要介護（要支援）」、「要介護1」の認定を受けているかたは、認定の有効期間満了日まで、現在受けているサービスを引き続き利用できます。

介護予防サービス（地域支援事業）の開始
 要介護（要支援）認定結果が「非該当」となったかた、また

は介護や支援が必要となる恐れのあるかたは、通所型介護予防サービスなどが利用できません。

介護予防ケアプランの作成
 「要支援1」、「要支援2」の認定を受けたかたが予防給付サービスを受ける場合や、要介護（要支援）認定結果が「非該当」となられたかた、または介護や

支援が必要となる恐れのあるかたが介護予防サービス（地域支援事業）を利用する場合は、4月に新設される「地域包括支援センター」が介護予防ケアプランを作成し、サービス利用の調整などを行います（現在、担当のケアマネジャーが介護予防ケアプランの作成、サービス利用の調整などを引き続き行う場合もあります）。

「地域包括支援センター」を新設します
 ～4月2日(月)開所～
 4月から、介護予防の総合拠点として「地域包括支援センター」を新設します。
 「地域包括支援センター」とは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生き生きと生活を続けられるように、介護予防をはじめとする高齢者への総合的な相談、支援を行う拠点です。センターの詳細と主な業務については、下記、下表の通りです。

地域包括支援センターの主な業務とは
 総合相談・支援
 すべての高齢者に関するさまざまな相談を受け付けます。介護保険だけでなく、健康、介護、利用できるサービスなどの相談に応じ、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

権利擁護・虐待防止
 高齢者の人権や財産を守る権利擁護や成年後見制度の活用、高齢者虐待の早期発見・防止に努めます。

～ サービスの内容 ～

- 【予防給付サービス】要支援1・2のかた）
 要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高いかたなどが受けられるサービス。
 運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などを目的としたものです。
- 【介護給付サービス】要介護1～5のかた）
 住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するために、さまざまな介護サービスを提供します。
- 【介護予防サービス（地域支援事業）】
 介護保険の対象にはならないが、生活機能の低下しているかたや、将来的に介護が必要となる恐れのあるかた（虚弱高齢者）を対象とするサービス。
 通所サービスを中心に運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的としたものです。

地域包括支援センターと担当地域

名称	所在地 電話・ファックス	担当地域
大里広域地域包括支援センター FOMA・なごみ	新戒 413-1 598-2552 ☎587-4881	幡羅、明戸、大寄、八基 豊里、上柴の東方住所地
大里広域地域包括支援センター はなみずき	柏合 1041-1 551-1115 ☎571-0553	上柴（東方、人見住所地以外） 南
大里広域地域包括支援センター 深谷市社会福祉協議会	西島町 2-14-4 573-6869 ☎573-0806	深谷、岡部
大里広域地域包括支援センター ふじさわ苑	人見 2028-3 574-1237 ☎571-1446	藤沢、川本、花園 上柴の人見住所地

- 問い合わせ
- 大里広域市町村圏組合介護保険課 (501-1330)
 - 長寿福祉課【深谷介護保険事務所】 (574-8544)
 - 岡部福祉健康課【岡部介護保険事務所】 (585-2214)
 - 川本福祉健康課【川本介護保険事務所】 (583-2532)
 - 花園福祉健康課【花園介護保険事務所】 (584-1123)